

○がまだす里モン支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南小国町の活性化のため、住民主体の地域活動を行う団体等に対し補助金を交付することについて、南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容等)

第2条 本事業の対象となる事業は、地域活性化のために行う地域活動を継続して行うための体制づくりに必要な取り組みで、別表1のとおりとする。

2 本補助金を活用し補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、補助金額及び採択要件等は、別表2のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費及び補助対象外経費は、別表3のとおりとする。

2 補助対象事業に入場料、出展料、参加料、売上金、その他の事業収入がある場合は、補助対象経費から当該収入額を控除するものとする。

(事業実施計画の承認申請等)

第4条 補助事業者は、計画承認申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）を町長が別に定める期日までに町長に提出するものとする。

(事業実施計画の内容等の変更)

第5条 補助事業者は、事業内容に変更が生じた場合、計画変更承認申請書（様式第3号）及び事業変更計画書（様式第2号）を速やかに町長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第4号）及び事業計画書（様式第2号）を町長が別に定める期日までに町長に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たって、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相

当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更交付申請）

第7条 補助事業者は、事業内容に変更が生じた場合、補助金交付変更申請書（様式第5号）及び事業変更計画書（様式第2号）を速やかに町長に提出するものとする。

（交付決定前着手）

第8条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付決定前着手承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第7号）及び事業実績書（様式第8号）を町長が別に定める期日までに町長に提出するものとする。

（情報公開）

第10条 本事業による補助を受けて実施する取組については、本事業の趣旨を踏まえ、公開する。

附 則

この告示は、令和2年11月9日から施行する。

附 則（令和3年5月18日告示第15号）

この告示は、令和3年5月18日から施行する。

別表 1

テーマ	項目	補助対象となる活動内容
1 人材育成、確保のための取組み	1-(1) コミュニティの支援	集落コミュニティの維持、強化に資する活動
	1-(2) 移住、定住の促進	U I J ターン等による移住・定住の促進に資する活動
	1-(3) 担い手育成	地域活動の担い手育成に資する活動
2 活動資金確保のための取組み	2-(1) 特産品等の開発	地域資源（地域で生産した農林水産物等）を活用した特産品等の開発や開発に必要な体制づくりのための準備活動（ハード整備除く）
	2-(2) 特産品等の販路開拓、拡大	地域資源（地域で生産した農林水産物等）を活用した特産品等の販路開拓、拡大のための活動
	2-(3) 農林水産業と異分野の連携によるビジネスの創出	農林水産業や農山漁村が持つ多面性を観光、福祉等のその他の分野に活かし、地域資源（地域で生産した農林水産物等）を活用した新たなビジネスを創造、展開するための活動
3 活動の発展性を高めるための取組み	3-(1) 人的ネットワークの構築	異なる分野、業種等の人的ネットワークの構築に資する活動
	3-(2) 情報発信	活動内容や地域の魅力等を地域内外に効果的に発信するための情報発信に資する活動

別表 2

補助事業者	補助金額	採択要件等
次に掲げるすべての条件を満たす任意の活動団体、NPO法人、各種団体等であること。 (1)南小国町内に事務所等を有し、南	補助対象経費の全額とする。ただし、500千円	次に掲げるすべての要件を満たす活動であること。 (1)地域住民が自ら行う活動であること (地域住民以外のものが取り組む場合

<p>小国町内で活動していること。</p> <p>(2)補助対象事業を遂行できる組織体制を有していること。</p> <p>(3)宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。</p> <p>(4)特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。</p> <p>(5)暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと。</p> <p>(6)各種団体等の「等」には個人も含まれるが、個人の場合は、取組の成果が個人の利益に帰結するものでないこと。</p>	<p>を上限とする。</p>	<p>は、地域住民と連携した活動であること）。</p> <p>(2)原則として、国又は県から他の補助金等を受けない事業であること。</p> <p>(3)事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要などの合理的な理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>(4)補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられており、一過性のものでないこと。</p> <p>(5)地域課題や住民ニーズに対応し、地域を巻き込んだ取組で、地域への波及効果が見込めること。</p>
--	----------------	---

別表 3

1 補助対象経費

区分	経費	備考
報償費	講演会、講習会等開催に係る外部講師への謝金、共同作業の従事者に対する日当	<p>・講師謝金は、1人1時間当たりの上限額を5千円（県内）又は2万円（県外）とし、これにより難い場合は町長が適当であると認める額を上限とする。</p> <p>・共同作業従事者日当は、1人1日当たり上限2千円</p>
旅費	講演会、講習会等開催に係る外部講師への旅費、視察等に係る活動メンバーの旅費	<p>・交通費（公共交通機関利用料、航空賃等）、宿泊費は実費支給とする。</p> <p>・活動メンバーが自家用車で視察等に行く場合の旅費は、走行距離に37円/kmを乗じた金額を上限とし、</p>

		これにより難しい場合は町長が適当であると認める額を上限とする。
食糧費	脱水症防止のための飲料水（茶類等）	
需用費	消耗品費、パンフレット等印刷費、燃料費（草刈り機等機械燃料、車両使用時の燃料等）	燃料費については、活動に使用する分のみを対象とする。
役務費	郵便料金（切手、はがき購入代も含む）、宅配便料金、広告料、試験・検査手数料、消耗品等購入時の振込手数料、イベント等開催に係る保険料	郵便料金（切手、はがき購入代も含む）及び宅配便料金については、活動に使用する分のみを対象とする。
委託費	パンフレット等デザイン料、写真撮影料、その他町長が事業遂行に必要な業務で他の者に委託して実施させる方が効率的であると認めるもの	
使用料及び賃借料	会場等借上料、機械（農機具等）借上料、自動車借上料、高速道路の通行料、イベント等出展料	
負担金	講演会、講習会、研修会等の参加費	

2 補助対象外経費

次の各号に係る経費については、補助対象外とする。

- (1) 事業実施者である団体等の組織や施設、土地の維持管理に要する経費
- (2) 飲食に要する経費（脱水症防止のための飲料水（茶類等）は除く。）
- (3) 報償（謝礼）としてのお土産に要する経費
- (4) 出資、出捐、貸付に要する経費
- (5) 土地の取得、補償に要する経費
- (6) 施設整備又は1件10万円以上の機械等購入に要する経費（特別な事情により合理的な理由がある場合を除く。）
- (7) 宗教活動や政治活動に関する経費
- (8) 事業の主要な部分を他に委託する経費

(9) 交際費

(10) その他町長が不相当と認める経費